

## 酩酊運転関係犯罪の故意

谷脇 真渡

### 目次

- 一 はじめに
- 二 故意の認識対象
- 三 故意の認識の程度
- 四 むすびにかえて

### 一 はじめに

危険運転致死傷罪（刑法二〇八条の二）は、一定の危険な自動車運転によって人を死傷させるような悪質な交通事犯に対処するため、平成一三年の刑法の一部改正（法律一三八号）により新設された規定であるが、平成一六年の刑法の一部改正（法律一五六号）により法定刑が引き上げられている。<sup>1</sup> 本罪には、大きく分けて四つの犯罪類型が規定

されているが、本稿では、このうち、第一項前段に「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する」と規定された、いわゆる酩酊運転致死傷罪を検討の対象とする<sup>3</sup>。

ところで、危険運転致死傷罪の立案関係者は、本罪の基本構造を次のように説明している。すなわち、(i)本罪は「故意に危険な自動車の運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、その行為の実質的危険性に照らし、暴行により人を死傷させた者に準じて処罰しようとするものであり、暴行の結果的加重犯としての傷害罪、傷害致死罪に類似した犯罪類型」であるから、危険運転行為と死傷の結果との間には因果関係があることが必要である、(ii)「本罪に掲げられている危険運転行為は、悪質・危険な自動車の運転行為のうち、現在の死傷事犯の実態等に照らし、重大な死傷事犯となる危険が類型的に極めて高い運転行為であって、過失犯としてとらえることは相当でなく、故意に危険な運転行為をした結果人を死傷させる犯罪として、暴行による傷害・傷害致死に準じた重い法定刑により処罰すべきものと認められる類型に限定されている」、そして、(iii)「危険運転行為自体を処罰する規定は設けていない」が、「これらの危険運転行為については、酒酔い運転その他の道路交通法違反としての処罰が可能であり、死傷の結果が発生する前の段階でおよそ処罰ができないという不都合」はない、と説明している<sup>4</sup>。

以上のことを酩酊運転致死傷罪にあてはめてみると、次の場合、本罪の成立は認められないことになる(ただし、主体が四輪以上の自動車の酒気帯び運転者であることを前提とする)。まず、①死傷の結果につき認識がある場合、殺人罪あるいは傷害罪が成立する。また、酩酊運転行為(以下、単に「酩酊運転行為」という場合は、酩酊運転致死傷罪における危険運転行為を指す)は行われたが、②死傷の結果が発生しなかった場合、あるいは、③死傷の結果は発生したが因果関係が認められない場合、酩酊運転行為自体は、基本的に、酒酔い運転罪として処罰されることに

なるから、②の場合は酒酔い運転罪のみが成立し、③の場合は酒酔い運転罪と業務上過失致死傷罪とがそれぞれ成立し、両者は併合罪として処理される。さらに、死傷の結果との間に因果関係が認められても、そもそも酩酊運転行為から生じたとはいえない場合、すなわち、④主観的には酩酊運転行為の故意はあるが、客観的にはそれを実現していない（酒酔い運転行為あるいは酒気帯び運転行為を實現したにすぎない）場合、あるいは、⑤客観的には酩酊運転行為を實現しているが、主観的にはその故意がなかった場合、基本的には、酒酔い運転罪あるいは酒気帯び運転罪から死傷の結果が発生したということになるから、④の場合は客観的な酩酊の度合により、⑤の場合はその認識内容により、いずれかの犯罪と業務上過失致死傷罪とがそれぞれ成立し、両者は併合罪として処理される。もつとも、酒気帯び運転罪の故意すらなかった場合には、単に業務上過失致死傷罪のみが成立するにすぎない。

しかし、とりわけ⑤の場合、酩酊運転行為、酒酔い運転罪と酒気帯び運転罪の関係、および、それぞれの故意の内容如何によつては、客観的に酩酊運転致死傷罪を實現した行為者の罪責におよぼす影響が大きく、場合によっては、右で示したのとは異なる結論に至る可能性もある。

したがって、これら三つの関係、および、故意の内容を明らかにすることが本稿の目的である。

そこで、まず、酒酔い運転罪と酒気帯び運転罪の故意の内容から検討を加えることにする。

## 二 故意の認識対象

### （一）酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の処罰範囲

酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の故意の認識対象を検討する前提として、必要な限りにおいて、現行道路交通

法（以下、「現行法」という。）<sup>6</sup>における両罪に関する規定とそれぞれの処罰範囲を、昭和四五年法律八六号による改正前の道路交通法（以下、「旧法」という。）との比較において簡単に確認しておく。

現行法は、六五条一項において、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と規定した上で、酒酔い運転罪については、一一七条の二第一号において、「第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）にあつたもの」を「三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」と規定し、また、酒気帯び運転罪については、一一七条の四第三号において、「第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度（道路交通法施行令四四条の三で、「血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラム」と規定されている。）<sup>7</sup>以上にアルコールを保有する状態にあつたもの」を「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」と規定する。すなわち、現行法は、酒気を帯びて（アルコールを自己の身体に保有しながら）車両等を運転すること自体を全面的に禁止しているが、そのすべてを処罰の対象とするのではなく、酒気帯び運転者が一定の酩酊状態に達していた場合において、その程度に応じて処罰しようとするのである。酒気帯び運転罪においては、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」にあれば処罰されることになるが、数値未満であればたとえ自動車の運転者であっても処罰されることはない。しかも、本罪の主体から軽車両の運転者は除外されているので、数値以上であってもたとえ自転車の運転者は処罰されることはない。しかし、酒酔い運転罪においては、アルコールの保有量を問わず「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」にあれば、たとえ数値未満であっても処罰されることになる。なお、酒気帯び運転罪とは異なり、本罪の主体から軽車両の運転者は除外

されていないので、自転車の運転者であっても処罰されることになる。

これに対して、旧法は、以上の規定を次のように規定していた。すなわち、六五条において、「何人も、酒気を帯びて（身体に政令で定める程度（《当時の道路交通法施行令二六条の二で、「血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム」と規定されていた。》）以上にアルコールを保有する状態にあることをいう。以下同じ。）、車両等を運転してはならない」と規定した上で、一一七条の二第一号において、「第六十五条（酒気帯び運転の禁止）の規定に違反した者で酒に酔い（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。）車両等を運転したものを「一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する」と規定していた。現行法とは異なり旧法は、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」にあること自体を処罰する酒気帯び運転罪を設けていなかっただけでなく、そもそも数値未満の酒気帯び運転行為を違法とはしていなかったため、酒酔い運転罪においても、「アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態」にあるだけでなく、数値以上にアルコールを身体に保有していなければ処罰することはできなかったためである。結局のところ、酒気を帯びて車両等を運転したとしても、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」になければ、まったく処罰されなかったためである。

このように、旧法においては酒酔い運転罪の成否にアルコール保有量を問わせた上に、酒気帯び運転罪が設けられていなかったため、不可罰とされる範囲が広がったのであるが、現行法においては酒酔い運転罪の成否にアルコールの保有量を問わないとし、しかも、酒気帯び運転罪が設けられたため、酒気帯びて車両等を運転しながらまったく処罰されないという範囲は、旧法に比べかなり限定されているのである。

(2) 酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪における故意の認識対象

ところで、両罪ともに故意犯であるということについては、判例上も学説上もまったく争いが無い。故意とは「構成要件に該当する客観的事実（以下、「構成要件該当事実」という。）の認識」であるということをも前提とすれば、酒酔い運転罪の構成要件である「酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で、車両等を運転すること」、また、酒気帯び運転罪の構成要件である「酒気を帯び、身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で、車両等を運転すること」のすべてについて認識していなければ、故意があったとはいえないことになる。しかし、両罪に共通する「酒気を帯びて（アルコールを自己の身体に保有しながら）車両等を運転すること」の認識はともかく、酒酔い運転罪における「アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態」という要件がきわめて規範的であること、および、酒気帯び運転罪における「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」という要件が具体的な数値を問題としていることから、これらの状態にあることをも故意の認識対象とすると、客観的にはこれらの状態にあつても、行為者が酒気は帯びてはいたが、「まったく酔っていない」とか「酔いは醒めていると思った」などと弁解した場合には、故意がないということになるから多くの場合無罪とせざるを得えず、これでは行政取締法規適用上の一律性や取締の実効性が確保できないとして、後述するよう<sup>8</sup>に、立案関係者をはじめとする実務家らはこれらの状態にあることの認識は不要であると主張する。判例においても、その認識を不要とすることで確立している（以下、これらの状態にあることの認識を不要とする見解を「認識不要説」、必要とする見解を「認識必要説」とする。）。なお、認識不要説を支持する学説はないといつてよい。

これに対して、危険運転致死傷罪の立案関係者は、酩酊運転致死傷罪は「故意犯であるため、『正常な運転が困難な状態』であることの認識、すなわち、道路・交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態である

ことの認識が必要である」と明言している<sup>9)</sup>。そして、下級審ではあるが、新潟地裁平成一五年一月三十一日判決は、酩酊運転致死傷罪の故意の成否が問題となった事案において、「刑法二〇八条の二第一項前段による危険運転致死傷罪は故意犯であり、本件のようにその危険運転行為がアルコールの影響によるという場合には、アルコールが自己の身体に作用したために道路・交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態に陥り、その状態で運転をしたことの認識が必要である」と判示している。

実務家らの見解および判例は、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の故意の内容と酩酊運転の故意の内容とでそれぞれ矛盾したことを述べているようにもみえる。ただ、実務家らや判例が、本当に酒酔い運転罪および酒気帯び運転の故意の内容と酩酊運転の故意の内容を異なるものとして理解しているのかどうか、また、認識不要説を採用するとしても、これらの状態にあることの認識を全面的に不要とするものであるのかどうか、さらに、もし、部分的に不要とするのであれば、いかなる認識を不要とし必要とするのかなどについては、後の検討の中で明らかにするもの、少なくとも、酒気帯び運転罪、酒酔い運転罪および酩酊運転行為の關係が、酒気帯び運転者の酩酊の度合に応じて段階的に規定され、しかも、前者よりも後者のほうが悪質性や危険性、すなわち、違法ないしは責任が重いということを前提とするならば、それは程度の違いでしかなく、これら三つは客観的にも主観的にも統一的に理解されるべきではないかと思われる。そうであるならば、故意についても、これらの状態にあることの認識を不要とするか必要とするか、そのいずれかでしかないはずである。もつとも、故意とは「構成要件該事実の認識」であり、いずれも故意犯であるから、構成要件の一部をなすこれらの状態にあることの認識は不要であるとする認識不要説は妥当性を欠くのではなからうか。

## (3) 認識不要説批判

## (i) 判例

判例においては、旧法の酒酔い運転罪の故意の認識対象について、最高裁の判例が現れるまでは、下級審において、認識必要説<sup>(11)</sup>、認識不要説および中間説が対立していたが、最高裁昭和四六年十二月三日判決<sup>(12)</sup>は、「酒酔い運転の罪が成立するために必要な故意の内容としては、行為者において、飲酒によりアルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすることの認識があれば足りるものと解すべきであつて、アルコールの影響により『正常な運転ができないおそれがある状態』に達しているかどうかは、客観的に判断されるべきことであらうであり、行為者においてそこまで認識していることは必要でない」とし、しかも、認識必要説を採用した東京高裁昭和三五年八月二十九日判決<sup>(13)</sup>を変更すべきであると判示したのである。また、酒気帯び運転罪の故意の認識対象についても、最高裁昭和五二年九月一九日判決<sup>(14)</sup>は、「酒気帯び運転の罪の故意が成立するためには、行為者において、アルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすることの認識があれば足り、同法施行令四四条の三所定のアルコール保有量の数値まで認識している必要はない」と判示したのである。

判例が認識不要説を採用したことは疑いを入れないものの、その理由を明らかにしていないことから、認識不要説を理論的に基礎づけるためさまざまな見解が主張されているが、いずれの見解もその拠り所とするのが現行法の規定方法である。この点、旧法から現行法への改正に際して、立案関係者は両罪の故意の認識対象について次のように説明している。すなわち、酒酔い運転罪については、「酒酔い運転の構成要件の変更のその二は、酒に酔った状態にあることを行為者が認識していることを必要としないことを明らかにするような規定方法に改められたことである。」この改正により、「酒気を帯びて運転することの認識さえあれば、酒に酔った状態であることの認識が必ずしも必要



とされないことが明確にされた。なお、この表現方法は、次に述べる第百十九条一項七号の二の表現方法と一致するようにされたものである<sup>(17)</sup>と説明し、また、酒気帯び運転罪については、「この規定は、この規定の違反となり、処罰されることとなる者は酒気帯びの事実のみを認識していればよく、政令で定める程度以上にアルコールを保有するという事実を認識することまでは必要とされないことを明確にしているものである。これは身体に保有するアルコールの程度について認識を必要とするか否かについて従前より議論があったのでそれを解決しようとしたものである」と説明している<sup>(18)</sup>。明言こそしていないものの、立案関係者はこれらの状態にあることを客観的処罰条件と解しているようである。

(ii) 客観的処罰条件説

ここから、「正常な運転ができないおそれがある状態」あるいは「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」という要件は「一種の客観的処罰条件」であり、構成要件要素ではないと解する見解が主張されている<sup>(19)</sup>。この見解は、「酒気を帯びて車両等を運転すること」だけを構成要件とするものであるから、構成要件要素ではないこれらの状態にあることの認識を不要とすることはいうまでもない。もちろん、客観的処罰条件の認識が不要であることについて争いはない<sup>(20)</sup>。

しかし、この見解は、構成要件要素であるべきこれらの状態にあることを、客観的処罰条件と解すること自体が問題である。もし、これらの状態にあることが客観的処罰条件であるならば、両罪ともに構成要件が同じということになるが、そうすると、構成要件が同じであるにもかかわらず、なぜ、成立する犯罪が異なり、また、法定刑が異なるかの説明ができない。客観的処罰条件の典型例は、たとえば、事前収賄罪(刑法一九七条二項)における「公務員と

なったこと」や破産犯罪（破産法三七四条以下）における「破産宣告の確定」などであるが、「いずれも行為と無関係の別個の条件の成就により処罰が可能となるものであって」、行為の実質的内容をなす「正常な運転ができないおそれのある状態にあること」および「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあること」を客観的処罰条件と解することは妥当でない。<sup>22)</sup> これらの状態にあることが構成要件要素であるからこそ、それぞれの違法ないはし責任が異なり、成立する犯罪が区別され、また、酒気帯び運転罪より酒酔い運転罪の法定刑が重いということが基礎づけられるのである。<sup>23)</sup> したがって、これらの状態にあることは構成要件要素と解しなければならないのである。

### (iii) 結果的加重犯説

そこで、これらの状態にあつたことを構成要件要素と解した上で、両罪の構造を結果的加重犯に求めることにより同じく認識を不要とする見解が主張されている。たとえば、「アルコールを身体に保有しながら車両を運転することをもって、改正前の道交法一一七条の二、一号の規定における基本的構成要件と解し、これに該当する事実の認識さえあれば、行為者が予期しない『正常な運転ができないおそれのある状態に達している』という結果が発生した場合でも、右規定の構成要件は充足される」として、「一種の結果的責任を定めたもの」と解する見解や、現行法の規定の方法が旧法と異なり「酒気帯び運転の結果的加重犯的な規定となつているので、故意の対象となるのは酒気帯びの事実のみで足り」として、「正常な運転ができないおそれのある状態」に達したことを「結果的加重犯における加重結果」と解する見解である。

結果的加重犯とは、基本行為が実現された後に、さらに重い結果（加重結果）が発生した場合について加重処罰するものであるが、その基本行為についての認識は必要であるものの、加重結果の発生することの認識は不要とされて

いるので、これらの状態に達したことを加重結果と解すれば、その認識を不要とすることに問題は無い。ただ、加重結果が発生したことについて、判例は伝統的に過失を必要としないが、それは結果的責任を認めるものであるとして学説の多くが過失を必要としている。このことを前提とすると、①は判例と同様に加重結果につき過失すら必要でないとするものであるから、明らかに責任主義に反するが、もし、②が通説のように過失を必要とするものであるならば、直ちに責任主義に反するとはいえず、しかも、それにより処罰範囲を限定することができるのであるから、むしろ、妥当のようにもみえる。

しかし、この見解は、そもそも、故意犯を構造の異なる結果的加重犯で理論的に基礎づけようとする点で妥当性を欠いているが、仮に、両罪の構造を結果的加重犯と解したとしても、次のような問題があり、やはり、妥当性を欠いている。したがって、加重結果につき過失を必要とするかしないかはここではまったく関係が無いということになる。というのは、結果的加重犯が認められるためには、前提となる基本行為は犯罪行為（構成要件該当行為）でなければならぬところ、現行法は数値未満の酒気帯び運転行為を違法としつつも処罰の対象とはしておらず、また、酒酔い運転罪の成立要件としてアルコール保有量を問題とはしていないので、数値未満の酒気帯び運転行為から「正常な運転ができないおそれがある状態」あるいは「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」という結果が発生したとしても、数値未満の酒気帯び運転行為自体がそもそも犯罪行為でない以上、結果的加重犯的構造を用いてそれぞれの犯罪の成立を認めることは不可能なのである。たしかに、酒酔い運転罪の一部、すなわち、数値以上のアルコールを身体に保有した状態であれば、その酒気帯び運転行為は犯罪行為であるから、このような関係を認めることも可能であろうが、この場合であっても、基本行為である酒気帯び運転罪の故意については同様の問題が生ずることになり、酒気帯び運転罪においては、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあること」

の認識が必要であることを前提としなければこの関係は認められないことになる。そうすると、酒気帯び運転罪は故意犯で、酒酔い運転罪はそれを基本行為とする結果的加重犯であることになるから構造的な統一性を欠いているばかりでなく、数値未満の酒気帯び運転行為から「正常な運転ができないおそれがある状態」という結果が発生した場合の問題が解決されていないので、その主張を貫徹することはできないのである。なお、この見解も規定方法を抛り所に主張されているが、法文上、結果的加重犯に用いられている「よって」という文言が存在しない点においても、結果的加重犯と解することはできないと思われる。

このように、いずれの見解も、本来の結果的加重犯とは完全に一致するものではないことを認めた上での主張となっているが、その本質をなす重要な部分について大幅な修正を加えなければ維持できないものであるから、結局、理論的な基礎づけには成功しておらず、支持することができない。

#### (4) 認識必要説の妥当性

これらの状態にあることは客観的処罰条件ではなく構成要件要素であるが、両罪の構造を結果的加重犯として捉えることができないとすると、「構成要件が異なるのに故意内容が一致するというのは奇妙である」<sup>(3)</sup>から、両罪ともに「アルコールを自口」の身体に保有しながら車両等の運転をすること」の認識に加え、酒酔い運転罪においては、「正常な運転ができないおそれがある状態にあること」の認識が、酒気帯び運転罪においては、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあること」の認識がそれぞれ必要ということになる。このことは、構成要件の故意規制機能<sup>(32)</sup>からも認められなければならないはずである。

むしろ、認識必要説によらなければ、酩酊運転致死傷罪との関係において、妥当な結論を導くことができないと思

われる。前述したように、四輪以上の自動車の酒気帯び運転者が人の死傷の結果を生じさせた場合において、酩酊の度が客観的には「正常な運転が困難な状態」にあつたが、主観的にはその認識がなかつた場合、認識必要説によれば、行為者には「正常な運転が困難な状態にあること」の認識がないので、酩酊運転致死傷罪が成立しないことは明らかであるが、業務上過失致死傷罪のほかに、酒酔い運転罪と酒気帯び運転罪のいずれが成立するかについては、行為者の認識に応じて成立する犯罪が異なり、「正常な運転ができないおそれがある状態にあること」の認識があつた場合には酒酔い運転罪が、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあること」の認識しなかつた場合には酒気帯び運転罪が、刑法三二八条二項によりそれぞれ認められることになる。ここでは、いわゆる抽象的事実の錯誤論によつて、問題が解決されているのである。<sup>33</sup>したがつて、これらの状態にあることの認識がまったくなかつた場合には、故意としては不完全であるから、錯誤を論ずる以前にそもそも故意があるとはいえず不可罰ということになり、業務上過失致死傷罪だけが成立することになる。これに対して、認識不要説によれば、酩酊運転行為の故意の認識対象を酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の故意の認識対象と同じものと解するか否かで結論が大きく異なる。①同じものと解すれば、酩酊運転行為においても「正常な運転が困難な状態にあること」の認識は不要であるから、これら三つの故意はいずれも「アルコールを自己の身体に保有しながら車両等を運転する（自動車を走行させる）こと」の認識」ということになり、客観的に「正常な運転が困難な状態」にあつた以上は、酩酊運転致死傷罪の成立は免れないということになるのであるが、②異なるものと解すれば、酩酊運転行為においては「正常な運転が困難な状態にあること」の認識は必要であるから、少なくとも、酩酊運転致死傷罪は成立しないものの、客観的な「正常な運転ができないおそれがある状態」は「正常な運転が困難な状態」を含んでいるので、一律に酒酔い運転罪の成立を認めることになるのであろう。ちなみに、認識不要説において、不可罰とされるのは、「アルコールを自己の身

体に保有しながら車両等を運転する(自動車を走行させる)こと」の認識自体がない場合だけということになろうが、その余地はほとんどないであろう。<sup>34)</sup>しかし、より問題なのは、①によると、これらの故意を統一的には理解できるもの(ただし、認識不要説の主張者から、酩酊運転行為においても、「正常な運転が困難な状態にあること」の認識は不要であり、ここでも客観的処罰条件説や結果的加重犯説を妥当させるとの見解はいまだ示されていない)、客観的に「正常な運転が困難な状態」にさえあれば、酩酊運転致死傷罪の成立は免れない点である。これを認めることは、危険運転致死傷罪における危険運転行為が、「重大な死傷事犯となる危険性が類型的に極めて高い運転行為」に限定されているという趣旨を没却するだけでなく、実質的には結果的責任を問うのに等しいから、責任主義に反し妥当でない。この点、②によると、酩酊運転致死傷罪が成立することはないが、酩酊運転行為の故意と酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の故意は別のものであることを前提としなければならぬ点で妥当性を欠いている。

以上の検討により、酩酊運転行為だけにとどまらず、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪のいずれにおいてもこれらの状態にあることの認識が必要である。これにより、これら三つの故意を統一的に理解できるだけでなく、危険運転致死傷罪の立法趣旨および責任主義とも調和する妥当な結論を導くことができる。と解する。

### 三 故意の認識の程度

#### (1) 規範的構成要件要素と意味の認識

これらの状態にあることをも故意の認識対象とすると、次に問題となるのがいかなる程度の認識があれば故意があったといえるかということである。

まず、確認しておかなければならないことは、これらの状態にあることはいずれも規範的構成要件要素であるということである。<sup>(35)</sup> 構成要件要素には、規範的構成要件要素のほかに記述的構成要件要素があるが、故意との関係でいう<sup>(36)</sup>と、一般に、記述的構成要件要素においては、いわゆる「裸の事実(外形的事実)の認識」で足りるが、規範的構成要件要素においては、さらに、「意味の認識」も必要であるといわれている。ただ、この認識については、裁判官と同程度の法的認識までには必要なく、行為者の属する社会の一般人が理解し得る程度の意味または性質の認識<sup>(37)</sup>があれば足りるとされている。<sup>(38)</sup> もっとも、構成要件は、少なくとも違法類型であり、構成要件該当事実<sup>(39)</sup>は単なる事実ではなく意味に充ちた価値関係の事実であるから、記述的構成要件要素においても意味の認識は必要であるが、規範的構成要件要素ほど問題とならないのは、裸の事実を認識すれば、通常、その意味も同時に認識しているという関係が認められるからである。しかし、規範的構成要件要素においては、その事実は価値的事実であるから、裸の事実を認識しても意味の認識に結びつかず、とりわけ必要となるのである。<sup>(39)</sup>

ところで、故意が成立するために「構成要件該当事実の認識」が必要とされるのは、この認識があれば、自己の行為が法律上許されているかどうかを検討する機会、すなわち、「規範の問題」に直面し、その違法性を意識して反対動機を形成すべき現実の機会が与えられ、かつ反対動機を形成することが期待可能だからである。<sup>(40)</sup> すなわち、故意責任を基礎づけるために必要だからである。それゆえ、故意があつたといえるためには、「規範の問題が与えられる程度」<sup>(41)</sup>あるいは「直接違法性の意識が喚起可能となる程度」<sup>(42)</sup>に、構成要件該当事実を認識していなければならぬということになる。ところが、最高裁は、わいせつ文書販売罪(刑法一七五条)の故意の成否が問題となった事案(いわゆる、チャタレー事件)において、「刑法一七五条の罪における犯意の成立については問題となる記載の存在の認識とこれを頒布販売することの認識があれば足り、かかる記載のある文書が同条所定の猥褻性を具備するかどうかの認識まで

必要としているものではない」と判示している。<sup>(43)</sup> 前述したことを前提とすれば、「記載の存在の認識とこれを頒布販売することの認識」という裸の事実の認識だけでは、本罪の「規範の問題」には直面しないのであるから、たとえば、「エロ本」の類であるというようないせつ性の意味の認識がなければ、故意を認めるべきではないと思われる。<sup>(44)</sup>

それでは、酩酊運転行為における「正常な運転が困難な状態にあること」の認識についてみると、立案関係者は、「正常な運転の困難性という評価自体の認識が必要とされるわけではなく、運転の困難性を基礎付ける事実を認識していることをもって足りる」と説明している。<sup>(45)</sup> まず、「正常な運転の困難性という評価自体の認識」であるが、これは前述した法的認識を意味すると思われるので、この認識が不要であることはむしろ当然である。もちろん、このことは、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪にも妥当する。したがって、酒気帯び運転罪における「血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラム」という具体的数値自体の認識も法的認識であるから不要であることはいうまでもない。これを正確に認識することは、一般人はもちろんのこと、専門家であってもほとんど不可能だからである。<sup>(46)</sup> このように解すると、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の故意につき、裸の事実としての「アルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすること」の認識で足り、これらの状態にあることの認識は不要であるとした最高裁は、チャタレー事件判決の延長線上にあるということになり、<sup>(47)</sup> この限りにおいて、酩酊運転行為、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の故意は統一的に理解されていることになる。

しかし、酩酊運転行為については、さらに、「運転の困難性を基礎付ける事実の認識」を要求している。この認識につき、立案関係者は、「運転の困難性を基礎付ける事実としては、ハンドルを思うように操作できないとか、意識がもうろうとしてきたなどの運転操作時における事実のほか、自動車に乗り込むまでの間足がふらついていたという事実や、酔っぱらっていて危ないので運転をやめるよう他人から注意された事実等も含まれ」と説明しており、<sup>(48)</sup> 前



掲新瀉地裁平成一五年一月三二日判決も、「被告人は、犯行前日から当日にかけての深夜にウイスキーを飲んでアルコールを摂取し、それがなお自己の身体に残存していることをも認識し、かつ、自己が正常な運転することが困難であることを基礎づける事実を認識していたと認められるから、被告人には、アルコールが自己の身体に作用したために正常な運転が困難になった状態に陥つたことの認識があつたと認めるのが相当である」と判示して、酩酊運転致傷罪の成立を認めている。これは、酒気帯び運転者が、自分自身の外貌、行動などやそれらに対して他人が評価した事実をもとに、この状態の意味を認識していたと理解することができるので、結局のところ、この状態の意味の認識を要求しているということになる。

たしかに、このような意味の認識は、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪においては考慮されていなかったものである。チャタレー事件判決をはじめとする判例の立場からすれば当然ともいえるが、前述したように、規範的構成要件要素においては、裸の事実を認識しても意味の認識に結びつかないのであるから、両罪においても、「アルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすること」の認識に加え、これらの状態にあることの意味の認識が必要とされなければならないのである。そうでなければ、「規範の問題」は与えられず、故意を認めることはできないのである。しかも、「アルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすること」の認識だけでは、「規範の問題」が与えられないだけでなく、そもそも、どちらの犯罪につき「規範の問題」が与えられているのを明らかにすることができない。両罪は酩酊状態に依じて、それぞれ別個の犯罪として規定されている以上、両罪の間には、違法ないしは責任の程度に差があるのであるから、それに依じて与えられる「規範の問題」も異なるのであって、両罪に共通の「規範の問題」というものは想定できないはずである。また、「規範の問題」は抽象的に与えられればよいのではなく、当該犯罪につき、具体的に与えられなければならないのであるから、「正常な運転ができないおそれがある状態」の

意味を認識していなければ、酒酔い運転罪の「規範の問題」は与えられず、また、「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」の意味を認識していなければ、酒気帯び運転罪の「規範の問題」は与えられないのである。したがって、客観的には酒酔い運転罪を実現したとしても、酒気帯び運転罪の故意しかないのであれば、酒気帯び運転罪の「規範の問題」は与えられていないことになるから、酒酔い運転罪の故意を認めることはできないのである。

このように、意味の認識によって「規範の問題」が与えられるだけでなく、いずれの犯罪の「規範の問題」が与えられているかが区別されるのであるから、酩酊運転行為だけでなく、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪においても、これらの状態の意味の認識が必要なのである。

そうすると、これらの状態について、「規範の問題が与えられる程度」の意味の認識は、いかなる内容なのかを明らかにする必要がある。そこで、以下、これらの状態の意味の認識の内容について具体的に検討を加える。

## (2) 意味の認識の内容についての具体的検討

まず、酒気帯び運転罪における「身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」の意味の認識の内容を検討する。本罪においては、「政令で定める程度以上アルコールを身体に保有している状態」自体がその本質をなし、「酒に(アルコールの影響により)酔っている」か否かは重要でないから、「酒に(アルコールの影響により)酔っている」との認識があったか否かは故意の成否に影響を与えない。問題は、「政令で定める程度以上」の意味の認識であるが、この程度のアルコールを身体に保有していると一般に酒酔い運転に至る可能性(危険性)が高いといえるから、これについては、「酔いをもたらす程度」という認識があればよく、したがって、この状態の意味の認識は、「酔いをもたらす程度」のアルコールを自己の身体に保有している<sup>(9)</sup>こととの認識ということになると思われる。具体的には、たとえ

ば、「ビールを大瓶で三本飲んだ」とか「飲酒直後に自動車を運転している」などの事実を認識していれば、本罪の意味の認識があったと認めてよいと思われる。

次に、酒酔い運転罪における「正常な運転ができないおそれがある状態」の意味の認識の内容を検討する。前提として、この状態に至る原因が「アルコールの影響」によるものとされているから、この点の認識は重要である。問題は、「正常な運転ができないおそれがある」の意味の認識であるが、酒に酔っているからこそ「正常な運転ができないおそれがある」との関係が認められ、したがって、この状態の意味の認識は、「自己は酒に（アルコールの影響により）酔っている」こと①の認識ということになると思われる。具体的には、たとえば、「頭がぼーっとしている」とか「眠気を催している」などの事実を認識することや、他人に「足元がふらついている」とか「目が据わっている」などと指摘された事実を認識していれば、本罪の意味の認識があったと認めてよいと思われる。この点、「行為者は、みずから酒に酔っていること、つまり正常運転不能のおそれのある状態にあることを認識していなければならぬのである。そこで、実は客観的にはそういう状態になっているのに、本人はそれほどは自覚しないで行動したとすれば、本罪は成立しない」とする見解があるが、本罪において、「正常運転不能のおそれの認識」まで必要とすることは、酩酊運転行為との関係においても過剰であると思われる。

最後に、酩酊運転行為における「正常な運転が困難な状態にあること」の意味の認識の内容を検討する。酒酔い運転罪との関係について、立案関係者は、「正常な運転が困難な状態」につき、「道路及び交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態」をいい、道交法上の酒酔い運転罪などの「正常な運転ができないおそれのある状態」とは異なり、正常な運転ができない可能性のある状態では足りず、例えば、酒酔いの影響により前方の注視が困難となったり、ハンドル、ブレーキ等の操作の時期やその加減について、これを意図したとおりに行うことが困難

になるなど、現実にもこのような運転操作を行うことが困難な心身の状態にあることが必要である」と説明している。<sup>34</sup> 少なくとも、酩酊運転行為が酒酔い運転罪を前提とした規定となっていることから、「自己は酒に（アルコールの影響により）酔っている」との意味の認識がなければならぬが、問題は、「困難性」の意味の認識である。酩酊運転行為が、酒酔い運転行為のうち、悪質性や危険性が極めて高いものだけに限定されている以上、「正常な運転ができないおそれのある」ことの認識までなければ、この酩酊運転行為の悪質性や危険性は基礎づけられないと思われる。したがって、この状態の意味の認識は、「自己は正常な運転ができないおそれがある程度に酒に（アルコールの影響により）酔っている」ことの認識ということになると思われる。ここから、たとえば、立案関係者が例示したような、「ハンドル操作がうまくできない」とか「意識がもうろうとしている」などの事実の認識や、「酔っぱらっていて危ないので運転をやめるよう他人から注意された事実」などの認識がなければ、本罪の意味の認識があったとは認められないと思われる。

ただし、いずれの場合も、上で例示した事実の認識だけが決定的なわけではなく、たとえば、行為者のアルコールに対する抵抗力などが大きく関係しているから、具体的事情を総合的に考慮して判断されなければならないと解する。<sup>35</sup>

#### 四 むすびにかえて

認識不要説のうち、客観的処罰条件説や結果的加重犯説は、行政取締法規適用上の一律性や取締の実効性の確保に拘泥しすぎるあまり、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪において実質的な内容をなすこれらの状態にあることを構成要件要素ではないと解したり、また、本来、故意犯である両罪の構造を結果的加重犯として捉えることで、認識不

要説を基礎づけようとしたが、理論的な問題があるばかりでなく、これを推し進めると、客観的に酩酊運転致死傷罪を実現した場合、「アルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をする（自動車を走行させる）こと」の認識さえあれば、本罪の成立が認められる余地を残しており、支持することのできないものであった。

これに対して、判例は、この場合、少なくとも、危険運転致死傷罪が認められることはないものの、常に酒酔い運転罪と業務上過失致死傷罪の成立を認めるものであるから妥当性を欠くものであり、さらに、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪が故意犯であることは維持しつつも、これらの状態の意味の認識を不要とするものであるから、酩酊運転行為の故意とは統一的に理解することができないものであった。

故意とは、「構成要件該当事実の認識」であり、故意責任を基礎づけるものである以上、裸の事実のほか、その状態にあることの意味の認識は、酩酊運転行為だけでなく、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪においても必要とせざるを得ないのである。そうでなければ、「規範の問題」は与えられず、故意を認めることはできないのである。<sup>56</sup>したがって、これらすべてにおいて、意味の認識が必要であるから、その認識の内容を明らかにすることを試みた。私見で示した内容で意味の認識を捉えても、直ちに故意が否定されることはないと思われるが、当然、これについては、酒気帯び運転者による死亡事故が多発している状況において、酒気を帯びて車両等を運転した者は、酒気帯びの程度の如何を問わず道路交通法違反として処罰すべきであるとか、酒気帯び運転者が人を死傷させた場合には、すべて酩酊運転致死傷罪の成立を認めるべきであるなどの批判が予想される。しかし、処罰感情は十分考慮しなければならないが、罪刑法定主義および責任主義という観点から、その適用は厳格になされなければならないのである。もし、私見で示した故意の内容では、過剰な要求であるというのであれば、過失犯処罰規定を設けるなど、立法的な解決を図る必要があることを指摘して、むしろむすびにかえたい。

【注】

- (1) 改正前は、危険運転致死傷罪の上限は一〇年であった。なお、危険運転致死罪については、刑法二二条の改正にともない、上限が一五年から二〇年になっている。
- (2) 酩酊運転致死傷罪のほか、制御困難運転致死傷罪（二項後段）、通行妨害運転致死傷罪（二項前段）および信号無視運転致死傷罪（二項後段）が規定されている。
- (3) ただし、アルコールの影響による場合のみを対象とする。
- (4) 井上宏他「刑法の一部を改正する法律の解説」法曹時報五四巻四号（二〇〇二年）五五頁以下参照。
- (5) ただし、死傷の結果について過失が認められる場合に限られる。
- (6) 道路交通法は、昭和四五年改正（法八六号）以降、数次の改正がなされ、現在は、平成一八年改正法（法五〇号）であるが、昭和四五年改正（法八六号）以降、酒酔い運転罪および酒気帯び運転罪の構成要件については改正がなされていない。ただ、平成一三年改正（法五一号）により、それぞれの法定刑が引き上げられたが（本文参照のこと）、改正前は、酒酔い運転罪が、「二年以下の懲役又は十万円以下の罰金」、酒気帯び運転罪が、「三カ月以下の懲役又は五万円以下の罰金」であった。
- (7) 平成一三年の道交法施行令改正前は、「血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム」と規定されていた。
- (8) 鈴木和宏「酒気帯び運転罪の故意」別冊ジュリスト新交通事故判例百選（一九八七年）二四七頁。
- (9) 井上他・前掲注（4）六七頁以下。
- (10) LEXDB インターネット TKC 法律情報データベース参照。
- (11) 東京高裁判昭和三五年八月二九日高集一三巻六号五一三頁（なお、この判決は、旧道路交通取締法七条二項三号の「酒に酔い正常な運転ができないおそれがあるに拘らず車両等を運転してはならない」という規定に関するものであるが、旧法二一七条の二第一号の規定と実質的に異ならない。）。

- (12) 札幌高裁判昭和三二年五月一七日裁判特報四卷一〇号二五九頁(旧道路交通取締法七条二項三号に関するもの)、大阪高判昭和四三年一月三〇日高刑集二二卷五号六三〇頁、仙台高裁判昭和四五年八月一五日高集三三卷三号五四〇頁。
- (13) 東京地裁昭和三四年二月二十五日判例時報二二四号三二頁。
- (14) 刑集二五卷五号一一〇〇頁。
- (15) 前掲注(11)。この判例は、「酒に酔っているために正常な運転ができない虞があることを行為者において認識しなければならぬ」と判示している。
- (16) 刑集三一巻五号一〇〇三頁。なお、本件の評釈である、小野田矩夫「道路交通法一一九条一項七号の二に規定する酒気帯び運転の罪の故意」警察研究五一巻九号(一九八〇年)六六頁は、「最高裁の立場を前提として、本件事実下で、被告人に故意があつたとして良いか否かには尚、疑問が残る」という。
- (17) 浅野信二郎・改正道路交通法解説一三頁——警察公論二五巻八号付録。
- (18) 交通法令研究会編・逐条道路交通法二〇八頁。
- (19) 堀籠幸男「道路交通法一一九条一項七号の二に規定する酒気帯び運転の罪の故意」最高裁判所判例解説刑事編昭和五十二年度(一九八〇年)二八七頁。
- (20) たとえば、大塚仁・刑法概説(総論)(第三版増補版)(二〇〇五年)一九七頁。
- (21) なお、学説には、これらの要素を構成要件要素とする見解のほか、犯罪成立要件である違法性または責任に還元させようとする見解がある(たとえば、平野龍一・刑法総論I(一九七二年)一六三頁)。
- (22) 千葉裕「道路交通法一一七条の二第一号(昭和四五年法律第八六号による改正前のもの)に規定する酒酔い運転の罪の犯意」最高裁判所判例解説刑事編昭和四十六年度(一九七二年)二八九頁。
- (23) 阿部純二「道路交通法一一九条一項七号の二に規定する酒気帯び運転の罪の故意」判例評論二二二号(一九七八年)一五五頁。
- (24) 片岡聡「故意の内容」判例タイムズ二八四号(一九七三年)八八頁。

- (25) 越智俊典「鑑識カード(その一)」判例タイムズ二九〇号(一九七三年)一六頁。
- (26) 大塚・前掲注(20)一九六頁。
- (27) 最判昭和三二年二月二六日刑集二一卷二号九〇六頁。
- (28) たとえば、大塚・前掲注(20)一九六頁。
- (29) ただし、②の主張者が過失を必要とする見解にたっているかどうかは定かではない。
- (30) 阿部・前掲注(23)一五五頁、川崎一夫「道路交通法一一七条の二第一号(昭和四五年法律第八六号による改正前のもの)に規定する酒酔い運転の罪の犯意」ジュリスト五二八号(一九七三年)一四七頁。
- (31) 阿部・前掲注(23)一五六頁。
- (32) 構成要件の故意規制機能を否定する見解として、町野朔・刑法総論講義案Ⅰ(第二版)(一九九五年)一一三頁以下。
- (33) 抽象的事実の錯誤については、谷脇真渡「抽象的事実の錯誤」桐蔭論叢一一号(二〇〇四年)一六七頁以下参照。
- (34) なお、酒気帯び運転罪の故意がないとした判例として、鹿兒島地裁判平成元年一〇月二六日判例タイムズ七二六号一四四頁。
- (35) ただし、具体的数値については、故意との関係では規範的構成要件要素であるが、その存否の認定では記述的構成要件要素である(後掲注(36)参照)。
- (36) 構成要件要素の存否の認定については、記述的構成要件要素は、裁判官の解釈ないし認識活動によって確定できるの  
で価値判断を必要としない要素であるが、規範的要素は、確定した法解釈を前提としても事実がそれにあたるかどうか  
につき裁判官の価値判断を必要とする要素である。
- (37) 一般に、行為者の属する「素人領域における平行評価」(Edmund Mezger, Strafrecht, Ein Lehrbuch, 3. Aufl. 1949, S. 328.)  
あるいは「行為者意識における平行的判断」(Hans Welzel, Das Deutsche Strafrecht, 11. Aufl. 1969, S. 76)と定式化されているが、  
これについては批判も多い(たとえば、大谷實・新版刑法講義総論追補版(二〇〇四年)一七六頁など)。
- (38) わが国においては、団藤重光・刑法綱要総論(第三版)(一九九七年)二九四頁、大塚・前掲注(20)一三九頁など。



Vgl. Claus Roxin, Strafrecht, AT I, 4. Aufl. 2006, § 10Rn.57ff. なお、「意味の認識」を論ずるにあたっては、その内容自体および違法性の意識(ないしはその可能性)との関係を明らかにする必要があるが、これについては、別稿で改めて論じたい。

(39) 大谷・前掲注(37) 一七六頁以下。

(40) 大谷・前掲注(37) 一七五頁、三五五頁。

(41) 福田平「行政犯における事実の錯誤と法律の錯誤との限界」判例タイムズ一〇〇四号(一九九九年)一〇頁。

(42) 松原久利・違法性の錯誤と違法性の意識の可能性(二〇〇六年)二八頁以下。

(43) 最大判昭和三年三月三日刑集一一卷三九九七頁。

(44) 大塚・前掲注(20) 一九八頁。

(45) 井上他・前掲注(4) 六七頁。

(46) 「血液中または呼気中のアルコール濃度は、科学的検査を経なければ正確な数値を知ることができず、また、同一人であつてもその時々々の飲酒量や飲酒の時間、飲酒後の経過時間、体調、飲酒環境などによつて数値が変化するものと思われ、右検査等を受けた経験に乏しい一般人が、単に自らの酔いの程度に関する自覚だけでこれを正確に認識することはほとんどできず、ましてや、客観的には身体に保有するアルコールが政令の定め程度近くまでに達する程に飲酒している者が、その数値が右程度以上であるか否かを認識すること自体まず不可能である」(鈴木・前掲注(8) 二四七頁)。なお、

Roxina.a.O., § 12Rn.116f.

(47) 林美月子「道路交通法一一七条の二第一号(昭和四五年法律第八六号による改正前のもの)に規定する酒酔い運転の罪の犯意」警察研究五二巻四号(一九八一年)七〇頁。

(48) 井上他・前掲注(4) 六八頁。

(49) 具体的には、多量のウイスキーを飲んで就寝し、起床して約二時間後に車でB方を出発する際には、そのウイスキーが身体に残存しており、そのために身体が疲れていてだるいと感じ、自分の気持ちをすっかりしないと事故を起こすかもしれないなど思っていたこと、それにもかかわらず、特に躊躇することなく車の運転を開始したこと、第一の接触

事故を起こした際には、自車のどこかが擦るか、ぶつかるような衝撃を感じたものの、ぶつかった対象やぶつかった箇所等について判然としない状態で走行し続けていること、本件事故を惹起した際には、前方に赤信号が見えてブレーキをかけた直後に何かに衝突したとの記憶があり、その後、目の前の車両がなかったことからさらに発進して運転し続けたことなどが考慮されている。

(50) 阿部純二博士は、「一定量(相当量である必要はない)のアルコールを自己の身体に保有しながら車両等を運転することの認識」があれば足りるとされる(阿部・前掲注(23)一五六頁)。

(51) 川崎・前掲注(30)一四七頁。

(52) 林・前掲注(47)七〇頁。

(53) 植松正「酒酔い運転の故意に関する問題」警察研究三八卷二二号(一九六七年)三頁。また、莊子邦雄博士は「一般に正常な運転ができないおそれがあると認められる程度に酒に酔っているその酩酊の度合の認識があることを以て足る」(莊子邦雄「酩酊運転による事故責任」判例評論二七号(一九六〇)九頁。なお、判例としては、東京地判昭和三四年一月二五日判例時報二一四号三三二頁。)といわれ、さらに、中義勝博士は「すくなくとも運転失調を招く程度に酔っていることの自覚があれば、実質上、正常運転ができないおそれがある程度の酒酔い状態の認識があるものと考える」(中義勝「酒酔い運転の罪の犯意、同罪と業務上過失致死罪との罪数関係」判例評論一三四号(一九七〇年)一五〇頁)といわれる。

(54) 井上他・前掲注(4)六七頁。

(55) 井上他・前掲注(4)六八頁。

(56) なお、平成二二年五月までに導入予定である裁判員制度のもとでは、職業裁判官とともに裁判員も刑の量定だけでなく事実認定や法令の適用にも関与することになっているが(裁判員法六条一項)、危険運転致死傷罪との関係では、被害者を死亡させた場合である危険運転致死罪が裁判員裁判対象事件となる(裁判員法二条一項三号)。

(57) ドイツにおいては、わが国の酩酊運転致死傷罪に相当する規定として刑法三二五条c第一項が、酒酔い運転罪に相当す

る規定として刑法三二六条第一項が、そして、酒気帯び運転罪に相当する規定として道路交通法二四条a第一項があるが、いずれも過失犯処罰規定を置いている。Vgl. Schönke-Schröder Cramer/Stemmer-Lieben, StGB Kommentar 27. Aufl. 2006, § 315c Rn.43, § 316 Rn.27/28, Peter König, StGB Leipziger Kommentar Großkommentar 11., neubearbeitete Aufl. 2001, § 315c Rn.195, § 316 Rn.210., StVG § 24a.

（たにわき まさと・本学法学部助手）